

令和6年第6回定例教育委員会会議議事録

会議室601・602
令和6年5月22日(水)
15時30分～16時30分

出席委員

教育長	安原 敏 光
教育長職務代理者	高橋 正 明
委員	田原 知 江
委員	小野 武 也
委員	京 楽 千恵美

事務局

教育部長	石 原 洋
次長兼教育振興課長	景 山 泰 良
学校給食課長	紙 田 敬 久
学校教育課長	山 森 一 徳
次長兼生涯学習課長	門 康 樹
スポーツ振興課長	折 野 由 紀
文化課長	中 川 卓 司
書記 教育振興課総務企画係長	大 村 寿 行
書記 教育振興課主任	藤 田 崇 文

議 題	
三教委議第17号	令和7年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書之三原市採択基本方針の策定について（公開）
三教委議第18号	令和7年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の選定に係る諮問について（公開）
三教委議第19号	令和7年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書に係る三原市教科用図書採択地区選定委員会委員の委嘱について（非公開）
三教委議第20号	令和7年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書に係る三原市教科用図書採択地区選定委員会委員の任命について（非公開）
三教委議第21号	三原市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について（非公開）
三教委報第13号	県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）
三教委報第14号	会計年度任用職員の任用に係る臨時代理の承認について（非公開）
そ の 他	請願について

安原教育長 令和6年第6回定例教育委員会会議を始める。

本日の議事録署名委員は高橋委員と田原委員に願います。

それでは、令和6年第5回定例教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔に願います。

書記 (令和6年第5回定例教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読)

安原教育長 議事録を承認してよろしいか。

(一同承認)

安原教育長 議事録の承認については、以上である。

安原教育長 それでは、議事に入る。本日の議案、報告事項のうち「三教委議第17号」から「三教委議第18号」までと「その他 請願について」を公開とし、それ以外は人事案件であり、公開になじまないため、非公開として審議したいと思うが、よろしいか。

(一同承認)

安原教育長 進め方については、まず「その他 請願について」を審議し、次に公開の案件を審議する。その後非公開の案件を審議したいと思うが、よろしいか。

(一同承認)

安原教育長 それではそのように取り扱う。「その他 請願について」に入る前に暫時休憩とする。

15時35分休憩

15時55分会議

安原教育長 会議を再開する。次第の「その他」に入る。それでは「その他 請願」について、事務局から説明願う。

景山次長兼教育振興課長 「請願について」説明します。本件は、令和6年4月22日付けの請願1件です。内容は先ほどご確認いただいたもので、4項目に分かれています。

安原教育長 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

高橋委員 教科書採択に関して、選定委員会への諮問や答申の流れを簡潔に説明してほしい。

景山次長兼教育振興課長 令和5年度の小学校の教科書採択の例になりますが、5月の定例教育委員会会議において、教科用図書採択基本方針の策定、選定委員会への諮問、選定委員会委員の委嘱及び任命に関して教育委員の皆さまにご審議いただいた後に、選定委員会への諮問を行っています。その後、選定委員会では、専門的な調査研究が行われ、8月の臨時教育委員会会議で答申をされています。そして、同月の定例教育委員会会議において採択に関し、教育委員の皆さまにご審議いただいています。

山森学校教育課長 教科書採択に関しては、公平確保の徹底等について、国から通知が発出されています。この通知を参照し、事務に遺漏がないよう努めています。

田原委員 教育委員会会議の議事録は、会議の際にいつも確認するが、発言者名は記載

されていたような気がする。どうだったか。

景山次長兼教育振興課長 地教行法で、議事録作成の努力義務がうたわれており、当委員会としては、発言者の職名及び氏名を記した議事録を作成し、公開しています。

小野委員 教科書選定委員会へは、調査員が観点に基づき、教科書について調査研究したうえで、報告していると認識しているが間違っているか。

山森学校教育課長 小・中学校の校長、教頭、教諭などが、調査員として、調査研究して、教科書の特徴について意見を付し、選定委員会に報告することとしています。

小野委員 ということは、調査員は、小・中学校の校長、教頭、教諭などが務めているという理解でよいか。

山森学校教育課長 その通りで結構です。

京楽委員 憲法の理念を尊重していない教科書はあるのか。

山森学校教育課長 そもそも教科書は、検定を経た教科用図書から選定するものであるので、憲法をはじめとした諸法令等に添ったものであると考えています。

京楽委員 憲法の3原則は、国民主権と平和主義と基本的人権の尊重だったと思うが、その3原則に添ったものと思ってよいか。

山森学校教育課長 そう思っていていただいて、結構です。

高橋委員 この請願について、三原市の実情を確認したうえで意見を述べられているのか、多くの教育委員会に一斉に意見を述べられているのか、判然としない。

田原委員 通知等を基に公正確保の徹底について、努めているようであることから、本件は審議不要と考える。

小野委員 私も審議の必要はないと考える。

京楽委員 私も審議の必要はないと考える。

安原教育長 そのほか、何か質問や意見はあるか。

(なし)

安原教育長 それでは、ただいまの委員の意見をもとにお諮りする。本件については、「議題としない」こととしてよろしいか。

(異議なし)

安原教育長 では、そのように取り扱う。以上で「その他 請願」についての協議を終わる。それでは「三教委議第17号」について事務局から説明願う。

山森学校教育課長 7ページ三教委議第17号「令和7年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の三原市採択基本方針の策定について」説明します。三原市教科用図書採択地区の採択事務に関する要綱に基づき、令和7年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の三原市採択基本方針を別紙のとおり策定するものです。令和7年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書を適正かつ公正に採択するため、この案を提出するものです。8ページから9ページに資料を添付しています。

安原教育長 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

(なし)

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第17号」について原案どおり可決することに異議はないか。

(なし)

安原教育長 全員賛成と認める。よって「三教委議第17号」は原案どおり可決された。続いて「三教委議第18号」について事務局から説明願う。

山森学校教育課長 10ページ三教委議第18号「令和7年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の選定に係る諮問について」説明します。令和7年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の選定について、11ページ別紙のとおり三原市教科用図書採択地区選定委員会に諮問します。令和7年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書を、適正かつ公正に採択するためにこの案を提出するものです。

安原教育長 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

(なし)

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第18号」について原案どおり可決することに異議はないか。

(なし)

安原教育長 全員賛成と認める。よって「三教委議第18号」は原案どおり可決された。それでは、ここから非公開にて審議する。

(非公開案件審議)

三教委議第19号 原案どおり可決。

三教委議第20号 原案どおり可決。

三教委議第21号 原案どおり可決。

三教委報第13号 承認。

三教委報第14号 承認。

(非公開案件審議後)

安原教育長 以上で第6回定例教育委員会会議を終了する。

16時30分 教育委員会会議終了
傍聴者なし

上記のとおり会議の顛末を記載し、その旨相違ないことを証するため、ここに署名する。

署名_____

署名_____